

健発0408第2号
令和4年4月8日

公益社団法人日本調理師会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第81号。以下「改正省令」という。）が別添1のとおり本日公布されたところですが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 改正の趣旨

別添2のとおり「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、調理師業務従事者届における届出事項から本籍地都道府県名を削除することとされたことを踏まえ、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）を改正するもの。

2 改正の内容

調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍地都道府県名を削除するとともに、同令様式第二の二（調理師業務従事者届の様式）について本籍地都道府県名の記載欄を削除する。

その他、調理師法施行規則の本則及び様式第一（調理師免許申請書）について体裁の修正等の形式修正を行う。

3 施行期日

改正省令は公布日（令和4年4月8日）から施行する

※ 改正省令中の調理師業務従事者届に関する改正規定（調理師法施行規則第4条の2及び様式第二の二の改正規定）については、令和4年12月31日現在の事項を令和5年1月15日までに届け出ることとされている調理師業務従事者届から適用されることとなる。

○厚生労働省令第八十一号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第五条の二第一項及び調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第十八条の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

調理師法施行規則の一部を改正する省令

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

			改 正 後				改 正 前
(届出)	(略)		2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 住所 三・四 (略)	(届出)	(略)		2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)及び住所 三・四 (略)
第四条の二 (略)				(略)	(略)		
2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略)			6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。	第二十六条 (略)			6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。
255 (略)				255 (略)			
(略)	(略)	(略)	6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。	(略)	(略)	(略)	6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。
第二十一条第二項、第二十三条第三項				(略)	(略)		
厚生労働大臣に			6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。	第二十一条第二項、第二十三条第二項			6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。
労働大臣に				労働大臣に			

様式第一(第一条関係)

調理師免許申請書

- 1 免許取得資格について、該当するどちらかに年月を記入すること。
 - (1) 調理師法第3条第1号(調理師養成施設卒業) _____年 月 卒業
 - (2) 調理師法第3条第2号(調理師試験合格) _____年 月 合格
- 2 調理師免許取消し処分の有無。(有の場合、その理由及び年月日)
有・無 _____
- 3 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 4 旧姓併記の希望の有無。
有・無 _____

上記により、調理師免許を申請します。

令和 年 月 日

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

電 話	()
-----	-----

住 所	〒 _____ 都道 府県
-----	---------------------

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
	(旧姓)	
通 称 名		

性 別	男
	女

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日
------	----------------------	---	---	---

都道府県知事 殿

- 備考 1 該当する不動文字を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第一及び様式第二の二を次のように改める。

様式第二の二 (第四条の二関係)

調理師業務従事者届

ふりがな					
氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 都道府県				
電話番号					
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名		登録番号	第 号	
	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
業務に従事する場所	1. 寄宿舍 2. 学校 3. 病院 4. 事業所 5. 社会福祉施設 6. 介護老人保健施設 7. 矯正施設 8. 飲食店営業 9. 魚介類販売業 10. そうざい製造業 11. 複合型そうざい製造業 12. その他				
	所在地				
	電話番号				
	名称				
備考					

(備考) 該当する文字又は数字を○で囲むこと。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（ 令和3年12月21日
閣 議 決 定 ）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(32) 調理師法（昭33法147）

調理の業務に従事する調理師の届出（5条の2第1項）については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。